ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 宗谷丘陵南風 力発電事業 環境影響評価方法書」の通知について

> 令和7年4月30日 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和6年12月9日付けで届出のあった「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間 令和7年6月6日から令和7年8月5日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限の間近となる、又は期限と超過することから、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であることが確実なため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和6年12月 9日
住民意見の概要等受理	令和7年 3月17日
都道府県知事の意見期限	令和7年 6月13日
経済産業大臣勧告期限(延長後)	令和7年 8月 5日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、中村 電話:03-3501-1742(直通)